

火災から いのちを守る

平成31年（令和元年）の火災発生状況

火災は身近なものから発生します。うっかりミスや油断をなくし、命や財産を奪う火災をなくしましょう。

問い合わせ とかち広域消防局予防課（西6南6、消防庁舎3階、☎26・9124）

1年で49件の火災が発生

平成31年（令和元年）に帯広市内で発生した火災は49件で、平成30年と比べて16件増加しています。（表1）

台所への住宅用火災警報器の設置を推奨します

火災の多くは生活に 身近なものが原因

出火原因の1位はストーブ、2位はこんろや煙突などで、火災の多くは生活に身近なものが原因で発生しています。（表2）

皆さんは、台所に住宅用火災警報器を設置していますか？
台所は、毎年「住宅火災」の出火場所の上位を占めています。火災発生を大きな音で知らせる住宅用火災警報器があれば、火災発生を早期に知ることができ、被害を減らすことができます。大事な命や財産を守るため、台所にも設置しましょう。

表2 主な出火原因

順位	出火原因	件数
1位	ストーブ	6件
2位	こんろ	2件
	煙突・煙道	
	放火（疑い含む）	
3位	たばこ	1件
	風呂かまど	
	電気機器	
	電灯・電話などの配線	
	配線器具	
	火遊び	

表1 火災発生状況

	平成31年・令和元年	平成30年	増減
火災件数（件）	49	33	16
建物火災	31	24	7
住宅	17	16	1
事業所など	14	8	6
車両火災	4	4	0
林野火災	1	0	1
その他火災	13	5	8
野火	9	1	8
工作物など	4	4	0
死者（人）	2	1	1
負傷者（人）	3	6	▲3

住宅用火災警報器 台所への設置のすすめ

よくある火災事例

- 鍋に火をかけたまま、その場を離れる
- グリルやオーブン内の油汚れを清掃していない
- ガスこんろ近くにふきんを干している

台所にも設置して
安全安心に
生活しましょう

国民年金保険料 学生納付特例制度

令和2年度の申請受付は4月1日(水)から

学生で国民年金保険料を納めることが難しい場合は、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

問い合わせ 戸籍住民課国民年金係（市庁舎1階、☎65・4143）、帯広年金事務所（西1南1、☎25・8113 音声案内2番↓2番）

国民年金制度は20歳から60歳までの40年間加入し、その納付状況によって年金額が決定されます。届け出を忘れていたり、国民年金保険料の未納があると将来受け取る年金額が減少したり、加入期間が足りず、年金が受け取れない場合があります。

保険料の納付が猶予される 「学生納付特例制度」

学生で国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の所得が基準額（図1）以下の場合であれば、申請により在学中の保険料納付が猶予されます。
令和2年度（令和2年4月～3年3月）の学生納付特例の申請受

申請に必要なもの

- ▽個人番号カード
（個人番号カードをお持ちでない場合は、通知カードなどの個人番号を確認できる書類と運転免許証などの本人確認書類※顔写真付きであれば1点、顔写真なしであれば2点）
- ▽年金手帳
- ▽印鑑
- ▽学生であることを証明できるもの
（学生証 写しも可、または在学証明書の原本など）

図1 基準額の計算方法

$$\text{基準額} = 118\text{万円} + (\text{扶養親族などの数} \times 38\text{万円}) + \text{社会保険料控除額など}$$

表 学生納付特例承認後の年金

	受給資格期間への算入 ^{*1}	年金額への反映
納付	○	○
学生納付特例	○	× ^{*2}
未納	×	×

※1 年金を受給するためには一定の要件があります。
※2 保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

学生納付特例が承認された期間は、受給する年齢基礎年金額には反映されませんが、年金を受給するための受給資格期間には算入されます。

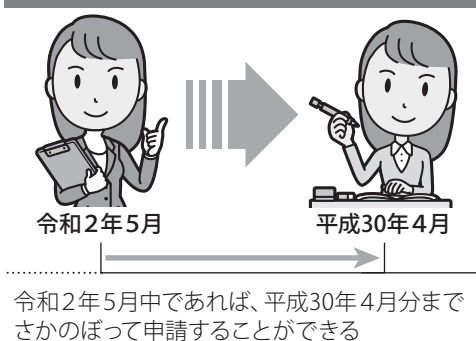
また、令和元年度に学生納付特例が承認されていて、令和2年度も引き続き同じ学校に在学予定の人は、日本年金機構から4月上旬に送付される学生納付特例申請書（はがき）に必要事項を記入して返送してください。はがきが届いていない場合は、申請書の提出が必要です。

追納制度

学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めたときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、学生納付特例が承認された期間から10年以内であれば、年金の受給前に限り、さかのぼって保険料を納めることができます。
ただし、承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に、経過期間に応じた額が加算されます。追納を希望する場合は、年金事務所で手続きをしてください。

図2 過年度分の申請例

平成30年4月時点で、20歳以上で在学していた場合



過去の期間で学生納付特例の申請をしていなくても、学生だったことを証明できるものがあれば、申請日から2年1ヵ月前の分までさかのぼって申請ができます。（図2）
過年度分も申請できます
手続きをしない場合のデメリット
保険料を未納のままにしておくと、万が一の事故や病気により障害が残った場合、障害基礎年金を受け取れない場合があります。